

南山大学学外共同研究規程

(趣 旨)

第1条 本学における民間企業等学外の機関（以下「学外機関」という。）との共同研究については、この規程に定めるところによる。

(定 義)

第2条 この規程において「学外共同研究」（以下「共同研究」という。）とは、本学が学外機関から研究者、研究経費等を受け入れて、学外機関の研究者と共通の研究課題について共同して行う研究をいう。

② この規程において「共同研究員」とは、学外に在職のまま本学または当該学外機関において共同研究にあたる研究者をいう。

(申 請)

第3条 共同研究を実施する場合、共同研究にあたる本学の研究担当者（以下「研究担当者」という。）は、次の書類を当該学部長または研究所長を経て、学長に提出しなければならない。

- 1 共同研究計画書
- 2 学外機関の共同研究申込書

(受入れ基準および決定)

第4条 共同研究は、本学の建学の理念等との整合性をもち、教育研究上有意義であり、かつ教育研究に支障を生じるおそれのない場合に限り、南山大学研究審査委員会（以下「研究審査委員会」という。）の承認を受け、当該教授会または研究所総合委員会および大学評議会の議を経て、学長がこれを決定する。

② 研究審査委員会に関する事項は、「南山大学研究審査規程」の定めるところによる。

(契約の締結)

第5条 学長は、共同研究の受入れを認めるとき、学外機関との間に共同研究契約を締結しなければならない。

(研究費の取扱い)

第6条 共同研究契約が締結されたとき、学外機関は所要の研究費を契約書に定める期間内に納付しなければならない。

② 指定の期間内に研究費の納付がないときは、学長は共同研究の決定を取り消すことができる。

③ 一旦納入した研究費は、原則としてこれを返還しない。ただし、天災、その他やむを得ない事由により研究を継続できないときは、その全部または一部を学外機関に返還することができる。

④ 納付された研究費については、南山学園経理規程に準拠して執行する。

⑤ 納付された研究費により取得された設備、備品等は、本学の所有に属する。

⑥ 研究費は、当該共同研究遂行のために必要な直接経費（謝金、旅費、消耗品費、研究支援者等の人件費、設備費等）と南山大学において当該共同研究遂行に関連して間接的に必要となる管理的経費等（以下「間接経費」という。）に分類する。

⑦ 間接経費について必要な事項は、別に定める。

(共同研究に要する施設、設備等)

第7条 本学は、教育研究に支障のない範囲で、所有する施設、設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設、設備の維持、管理に必要な経常経費等を負担する。

② 共同研究の遂行上必要な場合には、学外機関の所有する設備を無償で受け入れることができる。

③ 共同研究員は、当該共同研究の必要に応じて本学の施設、設備を利用することができる。
(知的所有権の取扱い)

第8条 共同研究の成果に関わる知的所有権の取扱いについては、本学と学外機関が協議して定める。

(研究の中止)

第9条 共同研究を中止したときは、研究担当者はその理由書を当該学部長または研究所長を経て、学長に提出しなければならない。

(研究の完了)

第10条 共同研究を完了したときは、研究担当者は完了報告書および成果報告書を当該学部長または研究所長を経て、学長に提出しなければならない。

(研究成果の取扱い)

第11条 共同研究による研究成果の公表は、本学と学外機関が協議して行う。

(契約の解除)

第12条 本学および学外機関は、次の各号いずれかに該当した場合は、当該共同研究契約を解除することができる。

- 1 相手方に契約の履行に関し、不適切な行為があったとき
- 2 相手方が契約に違反したとき

(補 則)

第13条 その他の事項については、本学と学外機関が協議のうえ定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、研究審査委員会および大学評議会の議を経て、学長および理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2005年8月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2005年10月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2015年4月1日から施行する。